

神戸常盤大学 公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止等に関する監査規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、神戸常盤大学（以下「本学」という。）の公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止等に関する監査（以下「監査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程における監査とは、本学において機関経理を行う公的研究費の執行状況を、関係法令及び本学諸規程に基づき検証、評価を行い、不正執行の未然防止と適正執行の推進を図ることとする。

(最高責任者)

第 3 条 監査に関する最高責任者は、学長とする。

(監査員)

第 4 条 監査員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 法人本部長
- (2) 法人本部財務課長
- (3) その他、学長が必要であると認める者

2 監査責任者は、法人本部長とする。

(監査の内容)

第 5 条 監査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 関係書類（収支簿、証拠書類等）による調達手続、検収、支払等の適正性に関する監査
- (2) 購入物品についての使用並びに設置状況、研究内容等との関係性、その他公的研究費執行内容との適正性に関する監査
- (3) 執行についての内容の妥当性、研究内容等との関係性、その他公的研究費執行内容との適正性に関する監査

2 監査の方法は、原則として実地監査により行う。

(監査員の権限)

第 6 条 監査員の権限は、次のとおりとする。

- (1) 被監査部署の関係者に対し、帳票及び関係資料の提出並びに事実の説明、その他監査実施上必要なもの等を求めることができる。
- (2) 監査実施上、必要と認められる各種会議への出席または議事録の閲覧を求めることができる。

(被監査部署の義務)

第 7 条 被監査部署は、円滑かつ効果的に監査が実施されるよう積極的に協力しなければならない。

(監査員の義務)

第8条 監査員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査員は、業務上知り得た事項については正当な理由なく他に遺漏してはならない。
- (2) 監査は、事実に基づいて行い、かつ公正に判断されなければならない。
- (3) 監査員は、いかなる場合においても被監査部署の業務の処理・方法等について、直接指揮命令をしてはならない。

(監事、公認会計士との連携)

第9条 監査責任者は、監事、公認会計士と連携し、監査効率の向上等を図るよう努めなければならない。

(監査の実施)

第10条 監査責任者は、監査の実施にあたり、あらかじめ監査日時・対象者・担当部署等について学長に承認を得るものとする。

(監査の通知)

第11条 監査責任者は、監査の実施にあたり、あらかじめ監査対象者・担当部署に通知するものとする。ただし、緊急または特に必要と認められる場合は、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査結果の報告)

第12条 監査員は、監査実施後、被監査部署に対し、その結果及び所見について講評を行い、被監査部署との合意に基づく監査結果の報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(改善是正等の措置)

第13条 学長は、改善または是正等の必要があると判断されるものについては、当該研究者または担当部署の所属長にその措置を命じることができる。

2 前項の措置を命じられた当該研究者または所属長は、直ちにその措置を取り、学長に報告しなければならない。

(監査結果の事後確認)

第14条 監査員は、必要があると認められたときは、監査結果の改善事項について監査対象者あるいは担当部署に事後確認を実施することがある。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、運営委員会の承認を得るものとする。ただし、学長が必要と判断する場合は、教授会の議を経るものとする。

(附 則)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。